平成２３年（フ）第７４９号
神奈川県中郡二宮町松根１番３号　ジェイハイム二宮Ｂ棟101号室
債務者　佐藤　真澄
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４８号
富山県射水市片口74番地
債務者　久々江幸代
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５０号
富山県氷見市朝日丘18番３号
債務者　番匠　清志
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５１号
富山県氷見市朝日丘18番３号
債務者　番匠　武志
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２８１６号
愛知県あま市木田三町懸12番地３
債務者　山下　隆昌
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８４号
愛知県春日井市白山町３丁目16番地17　プラムハイツ201号
債務者　重光文男こと　辛　　政黙
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５１号
愛知県犬山市大字五郎丸字上前田６番地１　アルカサール105
債務者　山田眞千子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県小野市葉多町850番地の２、住民票上の住所兵庫県小野市王子町309番地の１
債務者　井上　克美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１００号
島根県出雲市今市町1601番地
債務者　高橋加代子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３８７号
香川県高松市牟礼町牟礼3720番地252
債務者　増廣　健次
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７１５号
福岡県糸島市志摩師吉672番地９
債務者　山内田鶴子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５０号
福岡市中央区六本松４丁目９番28―1104号
債務者　坂田　一幸
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵322―１
債務者　松倉由美子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１３号
福岡市西区拾六町３丁目２番１―102号
債務者　星田　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４１号
福岡市西区石丸４丁目７番37―303号
債務者　白石　茂子（旧姓嵩下）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６８号
福岡市博多区那珂２丁目11番２―101号
債務者　山崎　浩一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７１号
福岡県宗像市須恵３丁目24番８号
債務者　坂口　俊作
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５３号
福岡市東区和白丘１丁目13番５号
債務者　古庄　節子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部